

高槻市不育症検査費用助成事業申請案内

先進医療に位置付けられた不育症検査を対象に、検査に要する費用の一部を助成します。

助成対象者

次の要件のすべてを満たす方が助成の対象です。

1 検査実施日時点において、本市に住所を有していること

2 既往流死産回数が2回以上であること

3 下記に示す対象の検査を受けられた方

先進医療として行われる不育症検査

- ・流死産検体を用いた遺伝子検査1（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児染色体検査）
- ・抗ネオセルフ β_2 グリコプロテインI複合体抗体検査
- ・流死産検体を用いた遺伝子検査2（流死産・胎児組織NGS染色体検査）

上記検査を実施する実施機関として、届出または承認がなされている保険医療機関※において実施する検査

※保険医療機関の一覧は厚生労働省のホームページの先進医療Aにおける「21番 流死産検体を用いた遺伝子検査1」、「26番 抗ネオセルフ β_2 グリコプロテインI複合体抗体検査」及び「28番 流死産検体を用いた遺伝子検査2」の欄をご確認ください。

・URL：<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan02.html>

・QRコード：



助成額

1回の検査に係る費用の7割に相当する額（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）を助成します。

ただし、上記で算出した助成額が6万円を超える場合は、6万円を上限とします。

※診察料、入院室料（差額ベット代等）、食事療養費、文書料等の検査に直接関係ない費用は対象外です

申請に必要な書類

1 高槻市不育症検査費用助成事業申請書（様式第1号）

2 高槻市不育症検査費用助成事業検査受検証明書（様式第2号）〈医療機関記入〉

検査受検後、保険医療機関で作成してもらってください。

※受検証明書の作成には、各保険医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。

※記載された検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出します。当該検査結果等について、国が集約・分析等を行い、施策の検討に活用します。

3 当該検査費用に係る領収書（原本）

明細書が発行されている場合は、併せてご提出ください。

《さらに、要件等などが確認できない場合は、証明書類の提出をお願いする場合があります。》

■ 申請方法

検査受検後、必要書類をすべて揃えて子ども保健課（子ども保健センター）まで申請してください。
申請は郵送でも可としますが、簡易書留などで郵送してください。領収書の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

〈郵送先〉 〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号
子ども保健課（子ども保健センター） あて

■ 申請期限

治療終了後は、速やかに申請の手続きをしてください。
申請期限は検査を実施した日が属する年度の末日から起算して30日以内（当該日が土日、祝日の場合は、直前の開庁日）日です。

■ 助成金の支給方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

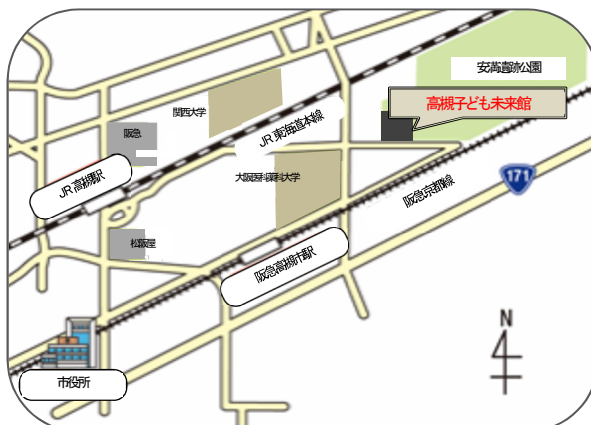
■ 支給申請の不承認、助成の取り消し

要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不承認決定通知書を送付します。
また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

■ 医療費控除について

原則、税務署に医療費控除の申告をする前に本助成金の申請を行い、本助成金の助成額を差し引いて医療費控除の申告をしてください。
助成額を差し引かず医療費控除の申告を行った場合は、後日修正申告が必要になりますのでご注意ください。

〈お問い合わせ・申請先〉
子ども未来部子ども保健課（高槻子ども未来館2階）



住 所：高槻市八丁畷町12番5号
T E L： 072-648-3272
F A X： 072-648-3274